

令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕県版 改定対照表

頁

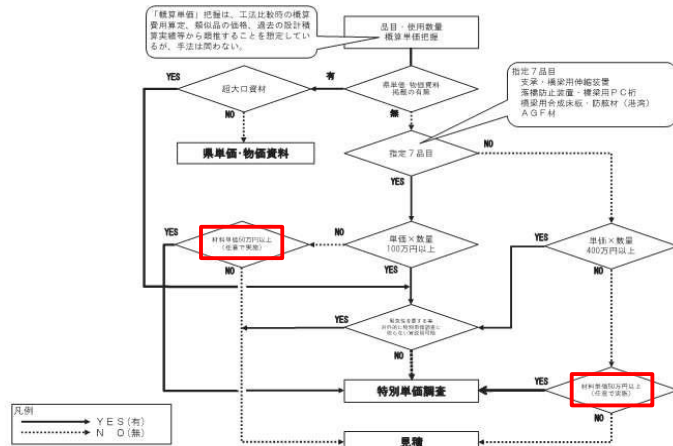
改定前

改定後

1-8

- (イ) 新潟県土木工事等基礎単価表及び物価資料に掲載があるが、物価資料で規定する取引数量を超える取引が想定される場合(超大口資料)
- ※ 同種の資材で規格が異なる場合は、同一資材として取り扱うこと。
- 2) 特別単価調査により設計単価を決定できる資材(任意調査)
- 新潟県土木工事等基礎単価表及び物価資料に掲載がない場合(物価資料に「公表価格」のみ掲載されている場合も含む)において、1 工事における材料単価が50万円を超えることが予想される資材*
- ※ 同種の資材で規格が異なる場合は、同一資材として取り扱うこと。
- 3) 見積による場合
- 市況価格を見積依頼調査により決定する方法であり、決定にあたっては次によるものとする。
- (ア) 見積を徴取する場合は、形状寸法、品質、規模、数量及び納入時期・場所等の条件を提示し、資材メーカーまたは代理店に見積依頼を行う。
- (イ) 見積は原則として3社以上から徴取し、平均値を採用する。
- (ウ) この方法で決定した単価が著しく不都合な場合は、別途考慮するものとする。
- ※ 市場単価適用工程において、規格・仕様等が適合せず、明らかに市場単価と異なると認められる時は、見積対応となる。原則3社以上から見積を徴取し、見積価格と市場単価を十分比較検討の上決定する。
- なお、市場単価の適用にあたっては、「積算基準〔1 一般土木〕全国版その1 第VI編 第2章市場単価」を熟読のこと。

特別単価調査の判別フロー



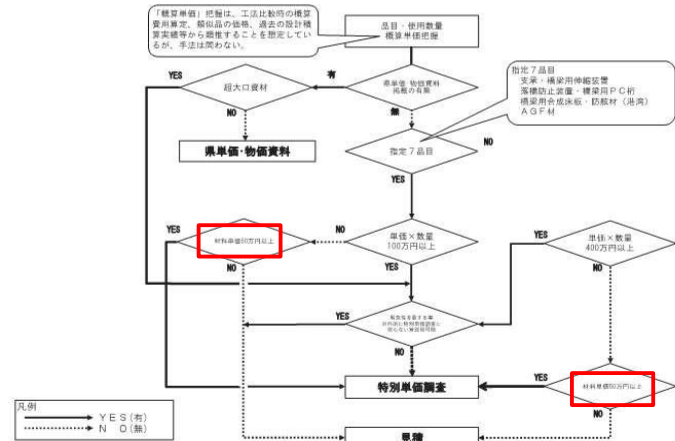
※同一資材を多年度に渡って使用する場合、その予定期間および、数量、金額を提示し、技術管理課と協議すること。

1-8

16

- (イ) 新潟県土木工事等基礎単価表及び物価資料に掲載があるが、物価資料で規定する取引数量を超える取引が想定される場合(超大口資料)
- ※ 同種の資材で規格が異なる場合は、同一資材として取り扱うこと。
- (ウ) 新潟県土木工事等基礎単価表及び物価資料に掲載がない場合(物価資料に「公表価格」のみ掲載されている場合も含む)で、1 工事における材料単価が50万円を超えることが予想される資材*
(事前見積等でその見積の妥当性が整理できる場合は調査を省略できる。)
- ※ 同種の資材で規格が異なる場合は、同一資材として取り扱うこと。
- 2) 見積による場合
- 市況価格を見積依頼調査により決定する方法であり、決定にあたっては次によるものとする。
- (ア) 見積を徴取する場合は、形状寸法、品質、規模、数量及び納入時期・場所等の条件を提示し、資材メーカーまたは代理店に見積依頼を行う。
- (イ) 見積は原則として3社以上から徴取し、平均値を採用する。
- (ウ) この方法で決定した単価が著しく不都合な場合は、別途考慮するものとする。
- ※ 市場単価適用工程において、規格・仕様等が適合せず、明らかに市場単価と異なると認められる時は、見積対応となる。原則3社以上から見積を徴取し、見積価格と市場単価を十分比較検討の上決定する。
- なお、市場単価の適用にあたっては、「積算基準〔1 一般土木〕全国版その1 第VI編 第2章市場単価」を熟読のこと。

特別単価調査の判別フロー



※同一資材を多年度に渡って使用する場合、その予定期間および、数量、金額を提示し、技術管理課と協議すること。

1-8

令和8年4月1日以降適用

16